

2014年8月7日

株式会社プリントパック
代表取締役社長 木村 進 殿
[窓口担当 管理部：東原進武 殿]

全国印刷出版産業労働組合総連合会
京都地方連合会執行委員長 村上 宏
同 個人加盟支部支部長 柳瀬一行

申 入 書

先の7月29日付「抗議文」で通知しましたように、本年春季労働条件等労使交渉での第三回団体交渉での確認事項の一方的破棄は、誠実交渉義務違反に相当する不誠実団交であり、春闘での労使交渉を合意に基づいて終結しようとする団交参加者の確認を反故にするものです。これ以上国語の解釈的な不毛な議論は控えますが、今期貴社の確認違反により未だ春闘交渉は終結に至っておらず、全交渉課題について引き続き団体交渉での協議を申し入れるものです。つきましては、夏季一時金の支給額を含め下記内容で第四回団体交渉を開催するよう求めます。

尚、8月4日付貴社「回答」にある、労働組合あて郵便物の取次ぎ拒否は添付東京都労働委員会による「命令書」で明らかな様に、既に不当労働行為の認定が確定しています。ましてや破棄となれば更に重い不当行為となります。「不勉強」では済まされない極めて不誠実な行為であり、添付「命令書」を熟読され、これ以上不当労働行為の上塗りせず、コンプライアンスに立つ企業運営を行うよう強く求めます。

記

1. 第四回団体交渉議題：2月27日付当労働組合提出の労働条件改善要求及び本年夏季一時金の支給金額について
2. 開催日時：8月18~23日の間
3. 本申入書に対する回答期限：8月11日まで

以上

8月7日 申入書添付別紙

2014年8月4日

全国印刷出版産業労働組合総連合会
京都地方連合会
執行委員長 村上 宏 殿
個人加盟支部
支部長 柳瀬一行 殿

株式会社プリントバック
代表取締役 木村 進

貴組合の抗議文について

貴組合からの7月29日付け抗議文について拝読いたしました。
まず、貴組合に対して貴組合組合員に対する賃上げ提案を先日の団体交渉で致しました。これは貴組合の春闘要求に対応するものです。

結果行われた団体交渉で、貴組合は、会社提案に対する了解の表明こそされませんでした。が、「春闘終結」を宣言されました。春闘終結は会社提案について異議はないということに他ならないと当社は考えており、これは実質的に「妥結」とであると会社は考えました。ゆえに7月末の賃金支給にあたって問題が生じようなどとは考えてもおりませんでした。

岩田工場長が、「給与改正書」へのサイン・押印を求めたのは中山分会長に限ったものではなく部下である従業員全員にもとめたものです。中山分会長のみ特別な対応をしたわけではありません。春闘終結した以上、貴組合組合員にも新給与をとすることは会社としても当然の対応であると考えます。たまたま中山組合員の給与については従前と額は変わりませんでしたが、給与の「改正」を行ったのは他の従業員と変わるところはありません。岩田工場長の対応は不当なものではなく、「不当労働行為」などであるはずがありません。また、岩田工場長は28日に給与を支給しないとした訳ではなく、また、現実に当社は中山組合員に対し賃金を支払っているわけです。

中山組合員から何を聞かれたかはわかりませんが、客観的な事実経緯を踏まえない貴組合の態度は結果的に不当かつ非常識な態度です。

そもそも「春闘終結」は貴組合が言い出されたものです。交渉は妥結したのですか？しなかったのですか？「終結したが妥結しなかった」とか、「文書を交わすことが出来なかったから終結しないで交渉続行する」といった貴組合の言われていることは理解のしようがありません。

訳の分からない対応をして、当社を混乱させているのは貴組合です。当社は迷惑しています。貴組合はまず謝罪をされるべきであると考えます。

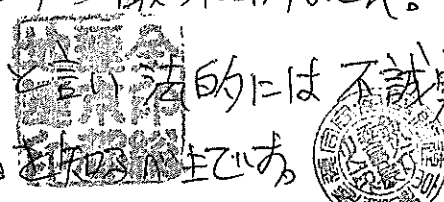
なお、当社は中山組合員宛の郵便物を受け取る義務も、引き渡す義務もありません。再三申し入れています。貴組合は無視されています。当社としては処分させて頂くことにします。

以上

7月8日付別紙ご回答以後本件へのやり取りはありません。

この事実を世では二枚舌と言ひ法的には不誠実団交の不当労働行為と言ひのてあ。恥を知らぬ主である

この自分で確認下さい。



2014年7月8日

全国印刷出版産業労働組合総連合会
京都地方連合会
執行委員長 村上 宏 殿
個人加盟支部
支部長 柳瀬 一行 殿

株式会社プリントバック
管理部マネージャー 東原 進武

お申し出の件について

6月28日付けて貴組合から申し出のあった件について、下記の通り回答致します。

記

- 1 中山組合員に関する賃上げの件については、貴組合の要求と理解をしています。
現時点で、この点について当社と貴組合との間で妥結したわけではないというのが当社の認識です。
- 2 就業規則・賃金規定の改定については、法定の手続きに従って行います。勿論、就業規則・賃金規定については、成案となった段階で貴組合に提示は致しますし、団体交渉の要求があれば応じます。しかし、それは就業規則の変更手続きとは別途のものと認識しています。
なお、今回の改定は労働者に不利益な変更ではないと考えています。

以上

確認書(案)

株式会社プリントパック(以下甲とする)と全印総連京都地連個人加盟支部(以下乙とする)は、乙が2014年2月27日甲に対して提出した春闘要求につき、4月4日、5月2日、6月26日団体交渉を開催し、以下の内容の協議を行い、春闘要求に関する交渉を終結した事を確認する。

記

【1. 基本給を3万円アップすること】の要求について

会社側は、残業時間の違いを考慮して「中山組合員は賃金据え置き、大橋組合員は月500円増額」を手当で行う旨回答した。

組合側は、残業時間の違いによる賃金決定をやめるとともに、賃上げは手当ではなく基本給で行うよう主張した。また手当について、基準内手当の範囲、幾つかの手当ての支給基準・対象が不明確と指摘し、会社は確認を約束した。

【2. 時給を100円アップすること】の要求について

会社側は、「組合員に時給の方はおられない」と回答した。

組合側は、時給単価が法令に基づく割増率を確保しているか確認を求めた。

【3. 夜勤の勤務を4勤2休とすること】の要求について

会社側は、4勤2休が検討に値する案であることを認める一方、「現在の人員と業務量では採用できない」と回答した。

組合側は、夜勤労働者の健康への悪影響を指摘し、現在の人員のままであっても、当面夜専門の労働者をなくし、3ヶ月以上は夜勤を続けないシフトに至急変更することを求めた。

【4. 休憩時間を確保(一斉休憩)すること】の要求について

会社・組合とも「心身ともに休める環境作り」をめざす共通認識を持っていることを確認した。

会社側は、「機械が動いている」と「休憩がとれない」という事実はない旨、回答した。

組合側は、機械を停止して心身とも休憩できる環境整備、所定休憩を確実に取得する指導・教育を求めた。

【5. 賃金算定基準を明らかにすること】の要求について

会社側は、組合に現行就業規則・賃金規定を提供した。

会社側は、就業規則・賃金規定の改定が成案となった段階で組合に提示し、団体交渉にも応じることを確認した。但し、これは就業規則の変更手続きとは別途のものと確認した。

【6. 退職金制度を導入すること】の要求について

会社側は、賃金原資を退職金よりも増員のために振り向けることが肝要との認識を示した。

組合側は、人員確保のためにも、会社の安定成長のためにも、人生を設計する重要な雇用条件となる退職金制度導入を求めた。

【7. 年休残日数表記と申請方法について明確にすること】の要求について

会社側は、「年休残日数について給与明細に明示する考えはない」と回答した。

組合側は、年休を安心して申請するためにも、全従業員を対象に年休残日数の明示をするよう求めた。

3回目交渉、文案はまが組合側で作成すると貴社交渉メンバー3名と
確認した。付録として、付録として、付録として、付録として、付録として

【8. 分会員に対する不当配転と監視を直ちにやめること】の要求について

会社側は、分会員に対する不当配転・監視いずれも行っていないと回答した。
組合側は、休憩時間の組合員監視の実態を指摘し、直ちに止めるよう要請した。

【9. 社員旅行費用に関する天引き協定】について

会社側は、社員旅行費用積立に関する労基法 24 条の協定について、現時点で確認できていないと回答した。また社員旅行積立金は社員退職時には返還していると回答した。
組合側は、天引き協定と積立金の処理について調査するよう求めた。

以上

株式会社プリントパック
代表取締役 木村 進

全国印刷出版産業労働組合総連合会
京都地方連合会個人加盟支部
支部長 柳瀬 一行
プリントパック京都分会
分会長 中山 悠平